

当院の施設基準について

令和 6 年 6 月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面
揭示事項について Web サイト上に掲載いたします。

施設基準に係る届出

○一般名処方加算(処方箋料)

当院では、患者さんに必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ、薬局
とも連携のうえ、一般名処方（お薬をメーカー・銘柄を指定せず記載すること）を行って
おります。

○外来後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなど
を実施しています。

医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応がで
きる体制を整備しております。 なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更と
なる可能性がございます。

○在宅患者訪問診療(Ⅰ)

1 人の患者に対して 1 つの保険医療機関の保険医の指導管理の下に継続的に行われる訪問
診療について、1 日につき 1 回に限り算定しております。

○在宅患者訪問診療(Ⅱ)

患者さんの同意を得て、計画的な医学管理のもと、主治医として定期的に訪問診療を行っ
ている保険医が属する他の保険医療機関の求めを受けて、当該他の保険医療機関が診療を求
めた傷病に対し訪問診療を行った場合に、求めがあった日を含む月から 6 月を限度として
算定しております。

○在宅医療 DX 情報活用加算(在宅がん医療総合診療料)

○訪問看護医療 DX 情報活用加算(同一建物居住者訪問看護・指導料)

医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得
し、それを活用して診療を行っています。医療 DX 同様導入している項目についても記載し
た方が良いと思います。

(例) 当院は電子処方箋及びマイナ保険証を促進しております。オンライン資格確認等シス

テムにより取得した診療情報等を活用し質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

○地域包括診療加算(再診料)

当院では、健康相談および予防接種に関する相談を実施しています。

また、介護保険制度の利用等に関する相談も実施し、要介護認定に係る主治医意見書を作成しています。介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談にも適切に対応します。

なお、当院では患者さんの状態に応じ、下記の対応も可能です。

- ・28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

○後発医薬品使用体制加算

当院では後発医薬品使用体制加算を算定しております。

・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。

・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者様にご説明いたします。

○医療 DX 推進体制整備加算(初診料)

当院は電子処方箋及びマイナ保険証を促進しております。オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用し質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

○医療情報取得加算(初診料・再診料・外来診療料)

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤 情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

○在宅患者訪問看護・指導料

在宅で療養されている患者さんに対して、専門的な研修を受けた認定看護師が訪問看護師と同行し、一緒に治療やケア方法を見直し、安定した療養生活が送れるような支援をいたします。